

## ○柏市議会委員会条例

昭和62年6月24日

条例第30号

〔注〕平成6年から改正経過を注記した。

## (常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

## (1) 総務委員会 9人

- ア 総務部の所管に属する事項
- イ 企画部の所管に属する事項
- ウ 財政部の所管に属する事項
- エ 会計課の所管に属する事項
- オ 消防に関する事項
- カ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- キ 監査委員の所管に属する事項
- ク 他の常任委員会の所管に属しない事項

## (2) 市民環境委員会 9人

- ア 地域づくり推進部の所管に属する事項
- イ 市民生活部の所管に属する事項
- ウ 環境部の所管に属する事項
- エ 水道部の所管に属する事項

## (3) 教育民生委員会 9人

- ア 保健福祉部の所管に属する事項
- イ 保健所の所管に属する事項
- ウ こども部の所管に属する事項
- エ 教育委員会の所管に属する事項

## (4) 建設経済委員会 9人

- ア 経済産業部の所管に属する事項
- イ 都市部の所管に属する事項
- ウ 土木部の所管に属する事項
- エ 農業委員会の所管に属する事項

(平10条例1・全改, 平11条例21・平13条例20・平20条例23・平21条例26・平22条例19・平23条例22・平24条例74・一部改正)

## (常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、議員の任期による。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平6条例30・一部改正)

## (議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、17人以内とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(平11条例44・一部改正)

## (常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

(平18条例53・追加)

## (特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平18条例53・旧第5条繰下, 平24条例74・一部改正)

## (資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、10人とする。

(平18条例53・旧第6条繰下)

## (委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

- 2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。
- 3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。
- 4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

(平18条例53・旧第7条繰下・一部改正、平24条例74・一部改正)

## (委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置き、委員会においてこれを互選する。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(平18条例53・旧第8条繰下)

## (委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、その互選を行わせる。

- 2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(平18条例53・旧第9条繰下)

## (委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(平18条例53・旧第10条繰下)

## (委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

- 2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(平18条例53・旧第11条繰下)

## (委員長及び副委員長の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(平18条例53・旧第12条繰下)

## (議会運営委員及び特別委員の辞任)

第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(平18条例53・旧第13条繰下)

## (招集)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(平18条例53・旧第14条繰下)

## (オンライン会議システムを活用した委員会)

第15条の2 委員長は、重大な感染症のまん延を防止するため、又は大規模な災害が発生したため、委員の委員会の開会場所への参集が困難と判断する場合であつて、委員会の運営に委員、第21条の規定による求めに応じ説明のため出席する者その他の関係者が映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)を活用することが必要と認めるときは、オンライン会議システムを活用した委員会を開会することができる。

- 2 委員は、前項の規定により開会する委員会(以下「オンライン委員会」という。)へのオンライン会議システムによる出席(以下「オンライン出席」という。)を希望するときは、委員長の許可を得なければならない。
- 3 委員長は、前項の許可をするときは、当該許可を希望する委員の意見を聴いて、オンライン会議システムを活用するために必要な装置が設置された場所であつて委員長が相当と認める場所を、委員ごとに指定して行うものとする。

(令2条例34・追加)

## (定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席(オンライン委員会にあつては、オンライン出席を含む。以下同じ。)をしなければ会議を開くことができない。ただし、第18条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(平18条例53・旧第15条繰下・一部改正、令2条例34・一部改正)

## (表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員(オンライン委員会にオンライン出席をした委員(以下「オンライン出席委員」という。))を含む。以下同じ。)の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(平18条例53・旧第16条繰下、令2条例34・一部改正)

## (委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席をし、発言することができる。

(平18条例53・旧第17条繰下、令2条例34・一部改正)

(傍聴の取扱い)

第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(平18条例53・旧第18条繰下)

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。

(平18条例53・旧第19条繰下)

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長、監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員及びその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(平12条例25・一部改正、平18条例53・旧第20条繰下、平27条例23・一部改正)

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させること(オンライン出席委員が当該命令に従わないときにあつては、オンライン出席ができないようにすること)ができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(平18条例53・旧第21条繰下・一部改正、令2条例34・一部改正)

(公聴会開催の手續)

第23条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平18条例53・旧第22条繰下)

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 公聴会に出席をして意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

(平18条例53・旧第23条繰下、令2条例34・一部改正)

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(平18条例53・旧第24条繰下)

(公述人の発言)

第26条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不隠当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させること(オンライン委員会にオンライン出席をした公述人の発言がその範囲を超え、又は当該公述人に不隠当な言動があるときにあつては、オンライン出席ができないようにすること)ができる。

(平18条例53・旧第25条繰下、令2条例34・一部改正)

(委員と公述人の質疑)

第27条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(平18条例53・旧第26条繰下)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(平18条例53・旧第27条繰下)

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他の必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。  
(平18条例53・旧第28条繰下・一部改正)

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名し、又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によることができる。この場合における同項の規定による署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。  
(平18条例53・旧第29条繰下・一部改正)

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

(平18条例53・旧第30条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年9月1日から施行する。

(柏市議会委員会条例の廃止)

2 柏市議会委員会条例(昭和31年柏市条例第20号)は、廃止する。

(常任委員会の委員の定数の特例)

3 平成19年1月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期中における第2条の規定の適用については、同条各号中「9人」とあるのは、「10人」とする。

(平18条例53・追加)

附 則(平成元年条例第28号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年条例第30号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の柏市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)をもって、この条例による改正後の柏市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により、それぞれ同表右欄に掲げる常任委員会の委員に選任されたものとみなす。

総務委員会	総務委員会
教育福祉委員会	教育経済委員会
経済厚生委員会	民生環境委員会
建設委員会	建設委員会

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定による常任委員会において審査及び調査中の事件は、施行日をもって、改正後の条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成11年条例第21号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第44号)

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定による常任委員会において審査及び調査中の事件は、施行日をもって、改正後の条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成18年条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の柏市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)をもって、この条例による改正後の柏市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により、それぞれ同表右欄に掲げる常任委員会の委員に選任されたものとみなす。

教育経済委員会	文教委員会
建設委員会	建設委員会

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定による常任委員会において審査及び調査中の事件は、施行日をもって、改正後の条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成21年条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の柏市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)をもって、この条例による改正後の柏市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により、それぞれ同表右欄に掲げる常任委員会の委員に選任されたものとみなす。

総務委員会	総務委員会
文教委員会	教育民生委員会
民生環境委員会	市民環境委員会
建設委員会	建設経済委員会

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定による常任委員会において審査及び調査中の事件は、施行日をもって、改正後の条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成22年条例第19号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、柏市行政組織条例の一部を改正する条例(平成23年柏市条例第1号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の柏市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)をもって、この条例による改正後の柏市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により、それぞれ同表右欄に掲げる常任委員会の委員に選任されたものとみなす。

市民環境委員会	市民環境委員会
教育民生委員会	教育民生委員会
建設経済委員会	建設経済委員会

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定による常任委員会において審査及び調査中の事件は、施行日をもって、改正後の条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成24年条例第74号)

この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成27年条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長(以下「旧教育長」という。)の教育委員会の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日)までの間におけるこの条例による改正後の柏市議会委員会条例第21条の規定の適用については、同条中「教育委員会の教育長」とあるのは、「教育委員会の委員長」とする。

附 則(令和2年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。